

令和8年度第1回行橋市国民健康保険運営協議会議事録

令和8年度 第1回行橋市国民健康保険運営協議会

令和8年7月22日（水） 14：00～ 庁議室

事務局 川越

皆様、こんにちは。本日は大変暑い中ご出席いただき、ありがとうございます。
定刻となりましたので、次第に沿って進めさせていただきます。
本日、司会を務めます、国保年金課管理係の川越と申します。
よろしくお願いいたします。本日は着座のまま進行させていただきます。
はじめに、事前に送付しています資料はお揃いでしょうか。
不足している資料がありましたら、事務局がお待ちしますのでお知らせください。
よろしいでしょうか。
それでは、次第1、開会の言葉。
ただいまから、令和8年度 第1回 行橋市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
本日の委員の出席状況についてご報告します。本日は瓦川委員が所要により欠席されています。出席委員は9名で、定足数を満たしていますので、本協議会は成立しています。
続きまして、次第2、市長挨拶。市長、よろしくお願いいたします。

市長

皆様、こんにちは。本当に暑い日が続きますが、今日もこうしたお忙しい時間帯にお集まりいただき、誠にありがとうございます。
もう既に、これまで委員を務めていただいた方々にも何度となく申し上げていますが、改めまして、今の国保情勢について少しお話をさせていただきたいと思います。
全国的にも、社会保障費をめぐる財政状況といったものが非常に厳しい状況にあります。本市の国民健康保険財政につきましても、依然として厳しい状況が続いています。
こうした中で、国民健康保険制度は平成30年度から都道府県単位による財政運営へと移行しまして、現在は将来的な保険料水準の統一に向け、各都道府県において保険税率の平準化を進めているところでございます。
一方で、市民の皆様方の生活に目を向けますと、物価の上昇が続く中で、実質賃金の伸び悩みなどもありますが、依然として厳しい状況に置かれている状況です。
そのような中で、国民保険税制の健全性を維持し、将来にわたり安定した制度運営を行うため、本市におきましては、昨年度皆様方からいただいた答申を踏まえながら、最終的に国民保険税率の改定を行い、議会のご理解とご賛同をいただいた上で国民保険税条例の改正を行ったところでございます。
本年度におきましても、被保険者の皆様の減少や医療費の増加、さらには県内保険料水準の統一に向けた動向など、国民保険を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くことが見込まれます。
そのため、国民健康保険税率をはじめ、国保運営のあり方について、引き続き委員の皆様方からの忌憚なきご意見を賜りまして、本市国民健康保険の健全かつ持続可能な運営に努めてまいりたいと考えています。
今後とも行橋市の国民健康保険事業の円滑な運営とさらなる改善のため、引き続き格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。
簡単ですが、私からのご挨拶とします。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 川越

ありがとうございました。市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

市長

すみません、よろしくお願いいたします。

事務局 川越

続きまして、次第3、事務局職員の紹介をさせていただきます。
委員の皆様につきましては、昨年度から変更はありませんので、ご紹介は省略します。
事務局職員のみ紹介します。

事務局 辛嶋 皆様、こんにちは。市民部長をしています辛嶋と申します。よろしくお願いします。

事務局 松本 はい、国保年金課長の松本と申します。どうぞよろしくお願いします。

事務局 川越 改めまして、4月1日の人事異動により着任いたしました、国保年金課管理係長の川越と申します。よろしくお願いします。

事務局 檜山 国民健康保険係長の檜山と申します。よろしくお願いします。

事務局 川越 後方におりますのが本協議会の庶務を担当しています平井、そしてもう1名が廣津と申します。今後資料の送付や書類等に関するご連絡を差し上げることもありますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは続きまして、次第4、議事です。

議事につきましては、行橋市国民健康保険運営協議会規則の規定により、会長が議長を務めることとなっています。ここからの議事進行は森山会長にお願いします。

森山会長 はい、皆様こんにちは。暑い中お集まりいただきありがとうございます。本年度も、昨年に引き続き会長を務めます森山です。よろしくお願いします。

では、次第に沿って続けたいと思います。ご質問などがありましたら、後ほどお時間を設けますので、その際にまとめてお願いします。

では、次第4（1）事務局報告を事務局からお願いします。

事務局 松本 はい、会長。

それでは、事前にお配りしている資料の1ページをお願いします。令和8年度行橋市国民健康保険運営協議会におきまして、次年度となる令和9年度の保険税率について、市長からの諮問に対して委員の皆様にご協議いただき、市長にその内容について答申することとなっています。

続く2ページをお願いします。国民健康保険事業の現状としまして、5点ご説明します。

3ページをお願いします。一番最初に、国民健康保険制度の仕組みです。仕組みとしまして、保険者である行橋市及び福岡県と被保険者、国保連合会、そして医療機関の皆様との関係について図に示したものです。

最初に保険者と被保険者の関係ですが、保険者より被保険者に対しては、資格確認書の交付とともに保険税率の決定を行います。被保険者の方には保険税の納付を行っていただきます。

続いて、被保険者と医療機関につきましては、診療などにより医療の提供を受け、その対価として基本的には3割の窓口負担を支払います。残りの7割分の医療費につきましては医療機関より国保連合会を通して請求を行い、保険者である行橋市より再度国保連合会を通して医療機関の皆様へお支払いする形となっています。

最後に保険者である行橋市と福岡県につきましては、県より国保事業費納付金の額の決定により、行橋市より福岡県に対して、赤字で記載しています納付金の支払いを原資として、行橋市より国保連合会を通して医療機関に支払う医療費の財源としての普通交付金を受け入れるサイクルとなっています。

4ページをお願いします。行橋市国民健康保険被保険者の現状です。

表の1、上段です。行橋市国民健康保険被保険者数と世帯の推移で、青色の棒グラフが被保険者数の推移となっています。

4ページをお願いします。行橋市国民健康保険被保険者の現状です。

表の1、上段です。行橋市国民健康保険被保険者数と世帯の推移で、青色の棒グラフが被保険者数の推移となっています。平成30年度の被保険者数は1万5358人でした。速報値である令和8年度は1万1915人となり3,443人の減少となっています。

また、棒グラフの中にある赤色の折れ線グラフにつきましては、世帯数の推移となっています。世帯数につきましても1,225世帯の減少となっています。

下段の表2につきましては被保険者の年齢構成の推移となります。60歳以上の被保険者が全体の半分以上を占める割合となっています。

5ページをお願いします。こちらは1人当たりの納付金の推移です。。

先ほど3ページでご説明しましたが、行橋市から福岡県に支払う事業費納付金額を被保険者数で割り戻した金額となっています。

折れ線グラフの一番上にある赤色の線が、福岡県内の60市町村において、県に納付する1人当たりの納付金の最高額となっています。紫の線が県内の平均値となります。

続く青色の線が行橋市、緑色の線が県内の最低額の推移となっています。

下段のグラフは1人当たりの医療費と総医療費の額となっています。黄色の棒グラフが総医療費の推移、赤色の折れ線グラフは福岡県平均の1人当たりの医療費、青色の折れ線グラフが、行橋市の1人当たりの医療費の推移となっているところです。

6ページをお願いします。

上段の1につきましては、疾病別の医療費の割合を、行橋市と福岡県で並べて表示したものとされており、疾病別の構成につきましては、県とほぼ同様の割合となっているところです。

下段2につきましては、入院外来別の生活習慣病等の受診状況となります。入院外来ともに腎不全の割合が高い状況となっています。

続く7ページをお願いします。

令和8年度の保険税の現状ですが、税率につきましては、医療給付分、後期高齢者等支援金分、及び介護納付分の税率につきましては、昨年と同率になっていますが、本年度より子ども子育て支援分が新たに加わっています。

また、賦課限度額につきましては、医療給付費分として1万円の増額、また子ども子育て支援分として3万円と設定していますので合計109万円から4万円増の113万円となっているところです。

続く8ページをお願いします。疾病別の医療費の現状です。

こちら、令和8年度国民健康保険税の軽減判定所得額の改正についてです。

5割、2割軽減について、負担軽減の範囲が拡大される改正が行われました。5割軽減においては、被保険者数に30万5千円に被保険者数を乗じた額に43万円の基礎控除額を加えておりましたが、計算過程において30万5千円を31万円に改正します。

2割軽減につきましては、同じように計算過程において56万円から57万円に改正を行い、低所得者の負担軽減につなげる改正となっています。

続く9ページをお願いします。

こちらは令和8年度の国民健康保険税に関する改正内容についてです。内容につきましては、先ほど8ページ、9ページで説明した内容を文字で表したものになっています。

続く10ページをお願いします。

こちらは昨年度、令和7年度の諮問内容となっていますので割愛します。

11ページをお願いします。

こちらは国民健康保険税の税率の推移です。平成30年度に財政運営の主体が福岡県となった広域化のタイミングで税率改正を行い、令和2年度についても税率改正を行いました。続く令和7年度は、昨年ですが5年ぶりに税率改正を行っている状況となっています。

最後に12ページをお願いします。

こちらが令和8年度今後の国運営協議会の予定です。
左側、上段から事務局、運営協議会、そして市議会と示しています。
7月の中段に記載しているとおり、本日が第1回目の運営協議会の開催となっています。今後
といたしまして、11月に県より事業費納付金額及び標準保険税率の仮算定数字が示される予
定ですので、私たち事務局において令和9年度当初予算の編成を行うとともに、その内容を
市長に報告、その後、市長より諮問内容が示されますので、12月に諮問内容についての第2
回目の運営協議会の開催が行われます。
年を明けて、令和9年1月に県より本算定の数字が示されますので、本算定数字を基に事務局
において再度予算編成を行い、歳入に対して歳出が下回る場合には税率を下げるかなど、皆
様のご意見を伺いながら答申をまとめていきたいと考えています。
また、今後2度の開催を予定していますが、何か不足の事態が発生した場合には、予備と
して2月に第4回を予定しています。こちらは不足の事態がなければ開催することはないと考
えています。
説明は以上です。

森山会長

事務局より報告が終わりました。
何か今の報告の中で質問などがありましたか。ご質問がある場合は挙手をお願いします。
私がお名前をお呼びしますので、その後、発言をお願いします。
では、質問のある方、挙手をお願いします。（挙手なし）
急に言っても、なかなかすぐこの場で話すのは難しいと思います。この後も、先ほど今後
の予定について説明がありましたが、12月に第2回、1月に第3回とありますのでその時にで
も、またご質問等があれば、そこでまたお受けしますので、そこでもよろしく願います。
よろしいでしょうか。質問がないようであれば、本日の第1回の会議はこれにて閉会とし
ますが、事務局より何かございますでしょうか。
それでは、これで第1回、国保運営協議会の方を終了いたしたいと思います。
今回の議事録署名委員は、赤川委員にお願いしたいと思います。また後日、事務局から連
絡があるかと思しますので、どうぞよろしくお願いします。
では、以上をもちまして令和8年度第1回行橋市国民健康保険運営協議会を終わります。
本日はご協力ありがとうございました。

会 長 森 山 賢

委 員 赤 川 大 五 郎